

議案第10号

八幡浜市地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
 標記条例を次のように制定する。

令和元年6月10日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

八幡浜市地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例（平成24年条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第15条関係） みなと交流館多目的ホール使用料（基本料金）					別表第1（第15条関係） みなと交流館多目的ホール使用料（基本料金）				
利用区分	4時間未満	4時間以上8時間未満	全日	超過料金 (1時間につき)	利用区分	4時間未満	4時間以上8時間未満	全日	超過料金 (1時間につき)
全面	830円	1,680円	2,520円	250円	全面	820円	1,650円	2,470円	250円
3/4面	630円	1,250円	1,880円	180円	3/4面	620円	1,230円	1,850円	180円
1/2面	420円	830円	1,250円	120円	1/2面	410円	820円	1,230円	120円
1/4面	210円	420円	630円	60円	1/4面	210円	410円	620円	60円
備考（略）					備考（略）				
別表第2（第15条関係） みなと交流館会議室使用料（基本料金）					別表第2（第15条関係） みなと交流館会議室使用料（基本料金）				
利用区分	4時間未満	4時間以上8時間未満	全日	超過料金 (1時間につき)	利用区分	4時間未満	4時間以上8時間未満	全日	超過料金 (1時間につき)
全面	320円	630円	950円	90円	全面	310円	620円	930円	90円
2/3面	210円	420円	630円	60円	2/3面	210円	410円	620円	60円
1/3面	100円	210円	320円	30円	1/3面	100円	210円	310円	30円
備考（略）					備考（略）				

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の八幡浜市地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

### 提案理由

消費税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため。